

定期報告の留意事項

- ・通知のとおり、令和5年度定期報告から、「医療ネットしずおか」に代わり、厚生労働省が運用する「全国統一システム（G-MIS）」上での報告となります。
- ・厚生労働省 G-MIS 事務局から11月6日にログインIDが発行されています。

1 情報の時点 令和6年1月1日時点

2 報告期間 令和6年1月5日（金）～2月29日（木）

3 報告をはじめめる前の注意事項**(1) 報告方法**

- ・報告は原則として「G-MIS」(<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)にログインし、オンラインで報告してください。
- ・紙の報告票による報告をする場合は、「4 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合」を御確認ください。
- ・報告された情報は、原則としてそのまま公表しますので、正確に入力してください。

(2) ログイン方法

- ・「G-MIS」のログインIDをお持ちの方は、既存のIDをご利用ください。
- ・ログインID新規発行機関宛てに、厚生労働省 G-MIS 事務局からログインID・パスワード設定方法がメールで通知（11/6）されていますので、パスワードを設定しログインしてください。
- ・ログインに必要なID・パスワードが不明な場合は、別紙2を御確認ください。

(3) マニュアル

- ・入力にあたっては、静岡県医療政策課ホームページ『医療機能情報提供制度について』(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1057543/index.html>)に「報告機関用新規報告操作マニュアル」を掲載しておりますので、参照してください。

4 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合**<対象>**

- ・電子メールアドレスがない、インターネット環境がない等の理由により、G-MISのID・パスワードの発行ができない医療機関が紙による報告の対象となります。

<報告方法>

- ・あらかじめ、所管の保健所（別紙3のお問合せ先一覧を参照）に申し出て、報告票を受け取ってください。
- ・受け取った報告票に記載し、保健所に持参又は郵送してください。

5 令和5年度定期報告における留意事項

- (1) 医療機関には、医療法第6条の3により医療機能情報の報告及び閲覧が義務づけられていますので、期限内に必ず報告するとともに、当該事項を記載した書面を医療機関内に掲載し患者等が閲覧できるようにしてください。
- (2) 報告期限までに定期報告が実施されていない場合、「医療情報ネット」に公開されません。記入されている内容に、変更が無い場合にも、必ず御報告いただきますようお願いいたします。

6 その他注意事項

- (1) 静岡県が運営する「医療ネットしずおか」は令和6年3月31日をもって、厚生労働省が運用する「医療情報ネット」に統合されます。「医療ネットしずおか」による定期報告は不要です。
- (2) 令和6年4月1日からリリースされる、「医療情報ネット」の基本情報に変更があったときは、年1回の定期報告にかかわらず、変更の都度、速やかに報告してください。
- (3) 医療機能情報報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へ申請等を行ってください。
- (4) 企業内診療所や特別養護老人ホーム内に設けられた診療所などで、県民向けに情報を公開しない医療機関は、「外来区分」に「9：その他一般外来を行わない」を選択してください。
- (5) 令和5年6月1日から令和5年10月31日までに、「医療ネットしずおか」の「基本情報」を更新した医療機関（新規開設機関を含む）宛てに別途通知しておりますので、御確認ください。対象期間に更新された「医療ネットしずおか」の情報は、令和6年1月31日までに、G-MISに反映されます。対象機関の御担当者様は、2月1日からの定期報告をお願いします。
- (6) 【浜松市内の医療機関のみ】令和6年1月1日に施行される浜松市の行政区再編
浜松市の医療機関の住所は、再編前の住所が入力されています。
定期報告の際に、再編後の住所の入力が必要となります。住所を御確認の上、再編後の住所へ変更してください。